



金 沢 市 公 報

号外第5号の3

平成29年(2017年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課) 12
●規 則		○金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改 正する規則 (こども総合相談センター) 13
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に する規則 (行政経営課) 1		○金沢市公印規則の一部を改正する規則 (文書法制課) 14
○金沢市における地域コミュニティの活性化の 推進に関する条例施行規則 (市民協働推進課) 1		○金沢市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例施行規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 14
○犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保 全に関する条例施行規則 (景観政策課) 2		
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改 正する規則 (行政経営課) 8		

規 則

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第6号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和60年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の表中「又は環境指導課」を「環境指導課又は事業ごみ排出指導室」に改める。

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第2条 金沢市公共工事執行管理規則(平成元年規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「農林局長」を「農林水産局長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第7号

金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例(平成29年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(連絡担当者の選任を要する集合住宅)

第3条 条例第12条第1項に規定する規則で定める集合住宅は、次に掲げる集合住宅とする。

- (1) 住戸の数が15戸以上の集合住宅

(2) 一団の土地その他これに準ずるものとして市長が認める土地の区域内に建築される複数の集合住宅について、それぞれの住戸の数の合計数が15戸以上である場合の当該複数の集合住宅
(連絡担当者の選任の届出)

第4条 条例第12条第1項の規定による届出は、集合住宅のコミュニティ担当者届出書(別記様式)により行うものとする。

(審議会の会議等)

第5条 地域コミュニティ活性化推進審議会(以下この条及び次条において「審議会」という。)の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 条例第3章及び前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例施行規則(平成20年規則第59号)は、廃止する。
別記様式(第4条関係)

集合住宅のコミュニティ担当者届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所

氏名

印

(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

集合住宅	名 称				
	所 在 地				
	棟 数				
	総 住 戸 数	戸		階 数	
	区 分	<input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他()		入居対象者	
	完成(予定)日			入居(予定)日	
連絡担当者	事業者の区分	事業者名	事業者の住所	担当者名	連絡先
	建 築				
	販 売				
	賃 貸				
	管 理				

備考

- 届出者の住所及び氏名欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 集合住宅の付近見取図、配置図その他総住戸数を確認できるものを添付してください。

犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月31日

●金沢市規則第8号

犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例（平成29年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(川筋景観保全区域の指定の案の縦覧等)

第3条 市長は、川筋景観保全区域（以下「保全区域」という。）の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該保全区域の指定の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該保全区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、保全区域の指定の解除の案又はその区域の変更の案を作成した場合について準用する。

(川筋景観保全基準の案の縦覧等)

第4条 市長は、川筋景観保全基準（以下この条において「保全基準」という。）の案を作成したときは、その旨を公告し、当該保全基準の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該保全基準に係る保全区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、保全基準の廃止の案又はその基準の変更の案を作成した場合について準用する。

(保全区域内の行為に関する届出)

第5条 条例第9条第1項の規定による届出は、川筋景観保全区域内行為の届出書（様式第1号）に、別表に掲げる図面等を添付して行うものとする。

(適用除外)

第6条 条例第9条第4項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 金沢の歴史と文化を育みながら、市民の生活に潤いをもたらす犀川及び浅野川における周辺の景観その他の環境と調和した川筋景観（第8条において「美しい川筋景観」という。）の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの

ア 仮設の建築物又は工作物（広告物及び広告物を掲出する物件（ケ及び別表において「広告物等」という。）に係るものを除く。）の新築、増築、改築又は移転

イ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備（以下この号において「太陽光発電設備等」という。）の設置に係るものを除く。）

ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）

エ 工作物（橋りょう及び太陽光発電設備等を除く。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（オにおいて「新築等」という。）で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下であり、かつ、当該部分の長さが10メートル以下のもの

オ 工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。）の新築等で、当該行為に係る部分のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。）の合計が10平方メートル以下のもの

カ 次に掲げる土地の形質の変更

(ア) 仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更

(イ) 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更

(ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

キ 次に掲げる木竹の伐採

- (ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- (イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- (エ) 仮植した木竹の伐採
- (オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

ク 物件の堆積で、当該堆積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下のもの

ケ 次に掲げる広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更

- (ア) 法令等の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (イ) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等の広告物等
- (ウ) 金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第15条の2第1項の規定により指定された歴史的伝統的意匠屋外広告物
- (エ) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等で、一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積の合計が5平方メートル以下のもの
- (オ) (エ)に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、表示面積の合計が2平方メートル以下のもの
- (カ) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、工事期間中に限り表示するものであり、かつ、宣伝の用に供さないもの
- (キ) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (ク) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
- (ケ) 電車又は自動車に表示される広告物で、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの
- (コ) 自動車（路線バスを除く。）に表示される広告物で、表示面積の合計が5平方メートル以下のもの
- (ク) 他の地方公共団体の屋外広告物に関する条例の規定に従って自動車に表示される広告物
- (シ) 人、動物、車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物
- (ス) 地方公共団体が設置する公共の掲示板に表示する広告物
- (セ) 国、地方公共団体又は市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、市長が指定するもの
- (ソ) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、表示の大きさが当該施設又は物件の表示正面の大きさの20分の1以下であり、かつ、0.5平方メートル以下の寄贈者名等を表示する場合
- (タ) 表示又は設置の期間が7日以内の広告物等で、責任者の氏名及び住所並びに表示又は設置の期間を明記したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

(川筋景観保全協定の認定の申請)

第7条 条例第16条の規定による川筋景観保全協定（以下この条及び次条において「保全協定」という。）の認定を受けようとする者は、川筋景観保全協定認定申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 保全協定書の写し
- (2) 保全協定を締結した理由書
- (3) 保全協定の対象となっている土地の区域を表示する図面
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(保全協定の認定書の交付)

第8条 市長は、前条の規定により保全協定の認定の申請があったときは、その内容を審査し、当該内容が美しい川筋景観の保全に寄与すると認めるときは、川筋景観保全協定認定書（様式第3号）を交付するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
建築物及び工作物(広告物等に係るものを除く。)の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、既存樹木等の位置、植栽計画
	各階平面図	各階の間取り及び用途
	立面図(建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの)	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの)
	断面図	建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土石の採取区域、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面(法高、切土、盛土その他主要構造物等を表示したもの)並びに主要構造物の断面
	植栽計画図	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
木竹の伐採	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画
	断面図	伐採木竹の位置
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
物件の堆積	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	物件の堆積区域及び遮へい施設等の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	敷地の境界線、広告物等を表示又は設置をする位置
	仕様書及び立面図	広告物等の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩並びに広告物等の表示又は設置の方法
	建築物を利用する広告物等にあつては当該建築物の立面図	建築物の高さ及び壁面の面積並びに当該建築物と広告物等との位置関係
現況写真	行為地の2方向以上からの写真、周辺との関係写真及び敷地内の現に表示又は設置をされている広告物等の写真	

備考 図面には縮尺を記入してください。

様式第1号(第5条関係)

川筋景観保全区域内行為の届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

印

犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	金沢市			
行 為 地 の 地 目		地 積	m ²	
行 為 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
土地所有者の住所及び氏名				
設計者の住所及び氏名				
施工者の住所及び氏名				
川筋景観保全区域の名称				
都 市 計 画 の 地 域 地 区	用 途 地 域			
	防 火 地 域 ※	<input type="checkbox"/> 防火	<input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし	
そ の 他 の 指 定 区 域 等				
行 為 の 種 類 ※	<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> 工作物の (門、塀等) <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 広告物の <input type="checkbox"/> 広告物を掲出する物件の	<input type="checkbox"/> 新築・新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 (<input type="checkbox"/> 表示 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 内容変更) <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

(裏)

建築物の概要	主 要 用 途					
	構 造		造 階建て(地上 階 地下 階)			
			届出部分	届出以外の部分	合 計	
	敷 地 面 積		—	—	m ²	
	建 築 面 積		m ²	m ²	m ²	
	延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²	
	建 築 物 の 高 さ		m	m		
	建 ぺ い 率		—	—	%	
	仕 上 げ 材		屋 根			
			外 壁			
	色 彩		屋 根			
外 壁						
屋 上 設 備		種 別	外 構			
		高 さ	m	(塀、植栽等)		

工作物、広告物等の概要	種 類			
	構 造			
	高 さ	m	延 長 ・ 幅	m m
	数 量		面 積	m ²
	仕 上 げ の 方 法			
	色 彩			
	そ の 他 の 内 容			

土地の形質の変更の概要	行 為 の 目 的			
	行 為 の 方 法			
	全 体 面 積	m ²	行 為 面 積	m ²
	行 為 地 の 地 況			
	採 取 する 土 石 の 種 類		採 取 量	m ³
	土 石 を 採 取 し た 跡 地 の 処 理 方 法			

木竹の伐採の概要	区 分			
	行 為 の 目 的			
	伐 採 地 の 面 積 ・ 本 数	m ² 本	伐 採 面 積 ・ 本 数	m ² 本
	樹 種		樹 高	m
	樹 齢	約 年	目 回 り 寸 法	m
	伐 採 の 方 法			
	跡 地 の 処 理 方 法			

物件の堆積の概要	行 為 の 目 的			
	行 為 の 方 法			
	全 体 面 積	m ²	行 為 面 積	m ²
	行 為 地 の 地 況			
	物 件 の 種 類		堆 積 量	m ³
	物 件 の 堆 積 後 の 管 理 方 法			

様式第2号(第7条関係)

川筋景観保全協定認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

印

川筋景観保全協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

協定の名称	
協定締結者数	
区域	含まれる町の名称
	面積
	用途地域
	その他の地域地区
協定の概要	
協定の有効期間	
違反があった場合の措置	
協定の変更又は廃止の手続	

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

認定第 号

川筋景観保全協定認定書

協定の名称

協定の区域

上記を犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例第16条の規定に基づく川筋景観保全協定として認定します。

年 月 日

金沢市長

印

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第9号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

文化スポーツ局	文化政策課 文化施設課 文化財保護課 埋蔵文化財センター	文化政策係 文化施設係 文化財保護係	を
---------	---------------------------------------	--------------------------	---

文化スポーツ局 オリンピック関 連事業推進室	文化政策課 文化施設課 文化財保護課 埋蔵文化財センター	文化政策係 文化施設係 文化財保護係	に、
------------------------------	---------------------------------------	--------------------------	----

「まちなかビジネス振興室」を「金沢港活性化推進室」に、「農林局」を「農林水産局」に、「農業振興課」を「農業水産振興課」に、

市民局	市民協働推進課	市民協働推進係	を
-----	---------	---------	---

市民局	市民協働推進課 地域コミュニティ活 性化推進室	市民協働推進係	に、
-----	-------------------------------	---------	----

福祉局	福祉総務課	企画庶務係 家庭福祉係	を
-----	-------	-------------	---

福祉局	福祉総務課 児童家庭相談室	企画庶務係 家庭福祉係	に、
-----	------------------	-------------	----

「施設係 育成係」を「施設係 給付係 育成係」に、「分別指導係」を「分別推進係」に、「ごみ減量化推進室」を「家庭ごみ減量化推進室」に、

	環境指導課	審査係 規制指導係	を
--	-------	-----------	---

	環境指導課 事業ごみ排出指導室	環境指導係	に
--	--------------------	-------	---

改める。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 オリンピック関連事業推進室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

局 等	分 掌 事 務
オリンピック関連事業推進室	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業の企画、調整及び推進に関する事項

第7条第1項の表中

	4 金沢港の振興に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	を
--	----------------------------------------------------------	---

	4 課の庶務に関する事項 5 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	に、
--	----------------------------------------	----

まちなかビジネス振興室	4 株式会社金沢商業活性化センターに関する事項 1 まちなかビジネスの活力創出に関する事項	を
-------------	--------------------------------------------------	---

金沢港活性化推進室	4 株式会社金沢商業活性化センターに関する事項 5 まちなかビジネスの活力創出に関する事項 1 金沢港の振興に関する事項	に
-----------	--------------------------------------------------------------------	---

改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「農林局」を「農林水産局」に改め、同項の表中「農業振興課」を「農業水産振興課」に、「農業の振興」を「農業及び水産業の振興」に、

	地産地消係	1 農水産物の流通促進に関する事項 2 水産業の振興に関する事項	を
--	-------	-------------------------------------	---

	地産地消係	1 農水産物の流通促進に関する事項	に
--	-------	-------------------	---

改める。

第9条の表中

市民協働推進課	市民協働推進係	1 市民参加及び協働による市政の推進に関する次に掲げる事項（金沢学生のまち市民交流館が所管する事項を除く。） ア 市民参加の推進に関する事項 イ 市民活動団体との協働の推進に関する事項 ウ 市民活動相互の連携の推進に関する事項 エ 町会その他コミュニティ活動の活性化に関する事項 オ ボランティア活動その他市民活動の促進に関する事項 カ 学生のまちの推進に関する事項 キ 地縁による団体の認可に関する事項 ク グッドマナーの推進及びばい捨て等の防止に関する事項 ケ 公益社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項 2 住居表示等に関する次に掲げる事項 ア 旧町名の復活に関する事項 イ 町名及び町の区域の変更に関する事項 ウ 住居表示の整備に関する事項（市民課が所管する事項を除く。） 3 局の所管事務で他課に属しない事項	を
---------	---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

市民協働推進課	市民協働推進係	1 市民参加及び協働による市政の推進に関する次に掲げる事項（地域コミュニティ活性化推進室及び金沢学生のまち市民交流館が所管する事項を除く。） ア 市民参加の推進に関する事項 イ 市民活動団体との協働の推進に関する事項 ウ 市民活動相互の連携の推進に関する事項 エ ボランティア活動その他市民活動の促進に関する事項 オ 学生のまちの推進に関する事項 カ 地縁による団体の認可に関する事項 キ グッドマナーの推進及びばい捨て等の防止に関する事項 ク 公益社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項 2 住居表示等に関する次に掲げる事項（地域コミュニティ活性化推進室が所管する事項を除く。） ア 町名及び町の区域の変更に関する事項 イ 住居表示の整備に関する事項（市民課が所管する事項を除く。） 3 局の所管事務で他課に属しない事項	に
---------	---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

地域コミュニティ活性化推進室	1 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項 2 旧町名の復活の推進に関する事項
----------------	----------------------------------------------

改める。

第10条の表中「福祉奉仕活動」を「福祉ボランティア活動」に改め、

	4 女性の保護更生に関する事項	を	
	4 女性の保護更生に関する事項	に、	
児童家庭相談室	1 子どもの貧困対策の推進に関する事項 2 児童及び家庭に係る相談及び支援に関する事項		
	利用支援係	1 教育・保育給付に関する事項	を
	利用支援係	1 教育・保育施設の利用支援に関する事項	に、
		2 教育・保育施設に関する事項（利用支援係が所管する事項を除く。）	を
		2 教育・保育施設の整備及び支援に関する事項	に、
		4 認可外の保育事業に関する事項	を
		4 認可外の保育事業に関する事項	に
	給付係	1 教育・保育施設の給付に関する事項	

改める。

第12条の表中

	分別指導係	1 家庭系廃棄物の排出指導及び啓発に関する事項（西部管理センター及び東部管理センターが所管する事項を除く。）	を
	分別推進係	1 家庭系廃棄物の分別の推進に関する事項	に、

「ごみ減量化推進室」を「家庭ごみ減量化推進室」に改め、「家庭系廃棄物の収集及び運搬の作業時における」を削り、

環境指導課	審査係	1 一般廃棄物処理業の許可に関する事項 2 一般廃棄物処理施設の設置許可及び設置届出の受理に関する事項 3 産業廃棄物処理業の許可に関する事項 4 産業廃棄物処理施設の設置許可及び管理に係る指導に関する事項 5 浄化槽清掃業の許可に関する事項 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する許可に関する事項 7 事業系廃棄物及び産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 8 事業系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項	を
-------	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

		9 廃棄物の不法投棄の防止に関する事項 10 不法投棄された廃棄物の回収に関する事項 11 課の庶務に関する事項 12 他係に属しない事項
	規制指導係	1 生活環境の保全に関する次に掲げる事項 ア 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び土壌汚染の調査及び規制指導に関する事項 イ 大気及び水質の常時監視に関する事項 ウ 地下水保全及び地盤沈下対策に関する事項 エ 浄化槽の設置及び監視指導に関する事項 オ 公害関係法令等の各種届出及び苦情相談に関する事項 カ 普及及び啓発に関する事項

環境指導課	環境指導係	1 生活環境の保全に関する次に掲げる事項 ア 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び土壌汚染の調査及び規制指導に関する事項 イ 大気及び水質の常時監視に関する事項 ウ 地下水保全及び地盤沈下対策に関する事項 エ 浄化槽の設置及び監視指導に関する事項 オ 公害関係法令等の各種届出及び苦情相談に関する事項 カ 普及及び啓発に関する事項
	事業ごみ排出指導室	1 一般廃棄物処理業の許可に関する事項 2 一般廃棄物処理施設の設置許可及び設置届出の受理に関する事項 3 産業廃棄物処理業の許可に関する事項 4 産業廃棄物処理施設の設置許可及び管理に係る指導に関する事項 5 浄化槽清掃業の許可に関する事項 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する許可に関する事項 7 事業系廃棄物及び産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 8 事業系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 9 廃棄物の不法投棄の防止に関する事項 10 不法投棄された廃棄物の回収に関する事項

に

改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第10号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「東京事務所」の次に「、オリンピック関連事業推進室」を加える。

第5条第4項中「置かない局（）」の次に「文化スポーツ局（オリンピック関連事業推進室及びスポーツ部に限る。）及び」を、「所管課長」の次に「、オリンピック関連事業推進室にあつてはオリンピック関連事業推進室長」を加える。

第14条中「農林局長」を「農林水産局長」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第3項中「置かない局（）」の次に「文化スポーツ局（オリンピック関連事業推進室及びスポーツ部に限る。）及び」を、「所管局長」との次に「、オリンピック関連事業推進室にあつては「オリンピック関連事業推進室長」と」を加え、同表事務の執行の表の備考第1項及び同表財産管理の表の備考中「置かない局（）」の次に「文化スポーツ局（オリンピック関連事業推進室及びスポーツ部に限る。）及び」を、「所管局長」との次に「、オリンピック関連事業推進室にあつては「オリンピック関連事業推進室長」と」を加え、同表契約アの表の備考中「置かない局（）」の次に「文化スポーツ局（オリンピック関連事業推進室及びスポーツ部に限る。）及び」を、「所管局長」との次に「、オリンピック関連事業推進室にあつては「オリンピック関連事業推進室長」と」を加え、同契約イの表の備考第4項中「とあるのは」の次に「オリンピック関連事業推進室にあつては「オリンピック関連事業推進室長」と」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同表支出アの表19の項中「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金」を削り、同アの表の備考第5項中「とあるのは」の次に「、オリンピック関連事業推進室にあつては「オリンピック関連事業推進室長」と」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同表収入の表の備考第2項中「置かない局（）」の次に「文化スポーツ局（オリンピック関連事業推進室及びスポーツ部に限る。）及び」を、「所管局長」との次に「、オリンピック関連事業推進室にあつては「オリンピック関連事業推進室長」と」を加える。

別表第2第5項中「農林局」を「農林水産局」に改め、同項の表農業振興課の項中「農業振興課」を「農業水産振興課」に改め、同表第8項の表中

6	後期高齢者医療の被保険者の資格の得喪				○	
7	旧老人保健法に関する事項				○	
	(1) 基金等への医療等に関する費用の審査及び支払並びに医療等に要する費用の額の通知に関する事務の委託					
	(2) 医療費等の支給の決定				○	
	(3) 第三者への損害賠償請求				○	
	(4) 第三者から損害賠償を受けた者に対する医療の一部を行わないことの決定				○	
	(5) 医療を受ける者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				○	
	(6) 保険者の求めに応じた医療等に要する費用に関する文書の提出				○	

を

6	後期高齢者医療の被保険者の資格の得喪				○	
---	--------------------	--	--	--	---	--

に

改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第11号

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

金沢市児童相談所長事務委任規則（平成18年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「第26条第1項第5号」を「第26条第1項第6号」に改め、同号中トをヌとし、タからテまでをテからニまでとし、同号ソ中「第33条の6第3項」の次に「(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同ソを同号ツとし、同号セ中「第33条の6第1項」の次に「(同条第6項において読み替えて準用する場合

を含む。)を加え、「日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「児童自立生活援助」に改め、同セを同号チとし、同号スを同号セとし、同セの次に次のように加える。

ソ 法第33条第7項の規定による一時保護の延長に関すること。

タ 法第33条第9項の規定による保護延長者の一時保護に関すること。

第2条第1号シの次に次のように加える。

ス 法第31条第4項の規定による延長者の措置に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第12号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表エの表介護保険事務用市長印2号の項及び同表オの表介護保険事務用市長職務代理者印2号の項中「介護給付」を「介護給付等」に改め、「提出等に関する文書」の次に「、同法第115条の45の7の規定による報告等に関する文書」を加え、同表カの表市営競馬開催執務委員長印の項中「農業振興課長」を「農業水産振興課長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第13号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第27条」を「第24条」に改める。

第5条第1号中「次に掲げる」を「当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第2項の小児慢性特定疾病児童等をいう。次号において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第1項第2号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。）に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号中「次に掲げる」を「当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する」に改め、同号ア及びイを削る。

第6条第2号中「市町村民税」の次に「(地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）」を加え、同条第4号中「若しくは」を「及び」に、「実施又は」を「実施並びに」に、「よること」を「よるもの」に改め、「この条、第20条及び第29条において」を削り、「に関する情報」を「、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年法律第127号附則第4条第2項において準用する場合を含む。第19条及び第26条において同じ。）並びに平成25年法律第106号附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報」に改める。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第8条を削る。

第9条中「5の項」を「4の項」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第29条第1項の規定による未支給の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る道府県民税(地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。))をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)又は市町村民税に関する情報

第9条を第8条とし、同条の次に次の1号を加える。

第9条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は予防接種法施行令第13条第5項の障害年金の額の調整に関する事務とし、同表の5の項の規則で定める情報は当該請求を行う者に係る国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報とする。

第10条を削る。

第11条中「7の項」を「6の項」に改め、同条第2号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エを削り、同条を第10条とする。

第12条中「8の項」を「7の項」に改め、同条第1号ア中「この条、次条第1号及び第28条第1号」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

第12条を第11条とする。

第13条中「9の項」を「8の項」に改め、同条第2号イ中「介護保険法」の次に「(平成9年法律第123号)」を加え、同条を第12条とする。

第14条中「10の項」を「9の項」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「11の項」を「10の項」に改め、同条第3号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エを削り、同条を第14条とする。

第16条中「12の項」を「11の項」に改め、同条第2号に次のように加える。

- ウ 第2号被措置者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第16条を第15条とする。

第17条中「13の項」を「12の項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 被措置者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第17条を第16条とし、同条の次に次の1号を加える。

第17条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の13の項の規則で定める情報は当該申請を行う者又は当該申請を行う者と連帯債務を負担する者若しくは連帯して債務を負担する保証人に係る市町村民税に関する情報とする。

第18条を削る。

第19条中「15の項」を「14の項」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「16の項」を「15の項」に改め、同条第1号中「若しくは」を「及び」に、「実施又は」を「実施並びに」に、「よること」を「よるもの」に改め、同号ア中「支援給付又は」を「支援給付並びに」に、「この条」を「この号及び第26条第1号」に改め、同条第2号中「(平成19年法律第127号附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「よること」を「よるもの」に改め、同条第3号中「第14条第4項又は」を「第14条第4項並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「よること」を「よるもの」に改め、同条第4号中「第14条第4項又は」を「第14条第4項並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「よること」を「よるもの」に改め、「保護の」を削り、同条第5号中「第14条第4項又は」を「第14条第4項並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「よること」を「よるもの」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年法律第106号附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

第20条を第19条とする。

第21条中「17の項」を「16の項」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法第49条の2又は第59条の2の規定による負担割合の判定に関する事務 当該判定に係る第1号被保険者（同法第9条第1号の第1号被保険者をいう。）に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (2) 介護保険法第50条の規定による居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (3) 介護保険法第51条第1項の規定による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (4) 介護保険法第60条の規定による介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (5) 介護保険法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (6) 介護保険法第66条第1項又は第2項の規定による保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (7) 介護保険法第66条第3項の規定による保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (8) 介護保険法第67条第1項又は第2項の規定による保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (9) 介護保険法第68条第1項の規定による第2号被保険者（同法第9条第2号の第2号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (10) 介護保険法第68条第2項の規定による第2号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (11) 介護保険法第69条第1項ただし書の規定による保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (12) 介護保険法第69条第1項又は第2項の規定による保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (13) 介護保険法第115条の45の規定による地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務 当該確認に係る被保険者（同法第9条に規定する被保険者をいう。以下この条において同じ。）、要介護被保険者（同法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。）を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (14) 介護保険法第115条の45第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務 当該判定に係る居宅要支援被保険者等（同項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (15) 介護保険法第115条の45第5項及び第115条の47第8項に規定する利用料の請求に係る事務 当該請求に係る利用者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (16) 介護保険法第129条第2項の規定による保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (17) 介護保険法第142条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (18) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第27条第1項の規定による被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (19) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (20) 介護保険法施行規則第83条の6（同令第97条の4において準用する場合を含む。）の規定による市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (21) 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項の規定による施設介護サービス費又は同条第5項の

規定による特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第21条を第20条とする。

第22条中「18の項」を「17の項」に改め、同条を第21条とする。

第23条中「19の項」を「18の項」に改め、同条第2号中「次に掲げる」を「当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同条を第22条とする。

第24条及び第25条を削る。

第26条中「22の項」を「19の項」に改め、同条を第23条とする。

第27条中「23の項」を「20の項」に改め、同条を第24条とする。

第28条第1号中「要保護者等に係る就学援助事業に係る援助の実施に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報

イ 要保護者等に係る就学援助事業に係る援助の実施に関する情報

第28条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

第28条を第25条とする。

第29条第1号中「若しくは」を「及び」に、「実施又は」を「実施並びに」に、「よること」を「よるもの」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付、平成19年法律第127号附則第4条第1項の支援給付又は平成25年法律第106号附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年法律第106号附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る就学援助事業に係る援助の実施に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 要支援者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報

イ 要支援者等に係る就学援助事業に係る援助の実施に関する情報

第29条第2号中「(平成19年法律第127号附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「よること」を「よるもの」に改め、同条第3号中「第14条第4項又は」を「第14条第4項並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「よること」を「よるもの」に改め、同条第4号中「第14条第4項又は」を「第14条第4項並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「よること」を「よるもの」に改め、「保護の」を削り、同条第5号中「第14条第4項又は」を「第14条第4項並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「よること」を「よるもの」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年法律第106号附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

第29条を第26条とする。

第30条中「(昭和33年法律第56号)」を削り、同条第3号中「児童扶養手当法」の次に「(昭和36年法律第238号)」を加え、同条を第27条とする。

第31条を第28条とし、第32条を第29条とする。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

平成29年(2017年)3月31日 印刷
平成29年(2017年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄